



適格消費者団体 特定非営利活動法人
消費者支援ネットワークいしかわ
CSNI ニュース

石川県金沢市
北寺町へ9-3
発行人:橋本明夫
第1号
2021年9月8日

適格消費者団体が地域で活動を続けていくために

一般の消費者が日常生活の中で、事業者の不当な勧誘、契約や表示などのために被害にあうことがあります。その場合に個々の消費者が被害を訴えて、事業者を相手にして解決を図ることは現実的には難しいです。そこで、消費者に代わって不当な勧誘、契約や表示等をやめるように事業者に求める差止請求を行う特別の資格が認められたのが適格消費者団体です。

当会は2017年5月に適格消費者団体に認定されて今日に至っていますが、この制度の基となる法律、消費者契約法には大きな問題があります。いわば欠陥商品なのです。適格消費者団体の活動について財政的な裏付けがありません。

本来は、国がこのような制度、団体が消費者つまり市民・国民のために必要だとして作ったのですから、国がそれを財政的に支える仕組みが必要なはず

ですが、それが無いのです。

この制度が日本中で機能するには、大都市だけでなく全国各地に適格消費者団体が生まれる必要があり、現在21団体ができています。それぞれの地域で住民のために役立つものとして活動するわけなので、国が金を出さないのであれば、地方自治体がという流れが考えられるわけですが、多くは事業委託で、運営助成はほぼないと聞いています。

弁護士、司法書士、消費生活相談員は本業の傍らボランティアで活動していますが、活動を進めていくには事務局機能の基盤が必須です。今後も地域になくはならない団体として活動していくために、皆様のご支援ならびにご協力をお願いします。

(理事長 弁護士 橋本 明夫)

会員・寄付金を募っています。☎076-254-6733

地元銀行に申し入れを行い、改善されました

いらすとや

銀行のカードローンってご存知ですか？テレビCMなどで、来店不要、審査迅速、使い道自由、月々少額からの分割弁済…と案内していて、簡単にお金を貸してくれるというアレです。石川県内に多数の支店がある北國銀行と北陸銀行、両銀行とも、この便利なカードローンサービスを行っています。

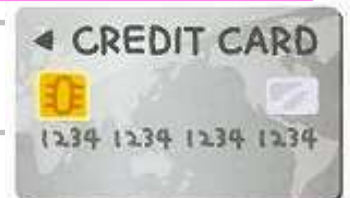
でも皆さん、とても細かい文字で書かれている約款(契約上の取り決め)に、消費者にとって一方的に不利な内容があったこと、ご存知でしたか？

実は両銀行の約款にはどちらも「相続の開始があったとき」、つまり、借手が死亡した場合には、貸し手である銀行は全部の一括弁済を相続人に求めることができる、とあったのです。100万円借りて毎月2万円ずつ返し、残り80万円と

いうところで借主が死亡すると、銀行から相続人に80万円の請求がきてしまう。80万円一括弁済できないと、弁済遅れのペナルティとして通常利息よりも高い割合の遅延損害金が発生してしまう。銀行側は儲けが増えて嬉しい、借り手側(相続人)は負担が増えてつらい、という条項でした。

我々は、石川県内の消費者の正当な利益を守るために活動していますので、両銀行にこの約款の法律上の問題点を具体的に指摘して、約款からの削除を求める申し入れをしました。最終的には両銀行とも、約款から当該条項を削除しただけでなく、従前の約款で借りた場合であっても相続開始を理由に一括弁済を求めないと約束してくれました。

(専門部会委員 弁護士 中 聖子)



教えて！弁護士さん

当会には事業者への申入れを検討する専門部会と消費者教育を推進する消費者部会があります。せっかくの部会の特性を生かして、消費者がいただく疑問を専門部会のメンバーに答えてもらう座談会を企画しました。



林：そもそも銀行への申し入れはどのような情報を元に実施されたんですか？

中：全国の適格消費者団体の集まりで都市銀行への申し入れ事例の報告があり、地方の銀行でも同様の定型約款が使われているかもしれないと調査を始めました。

尾島：申入れ時の事業者の反応はどうでしたか？

中：現状は使っていないと言っていました。相続人がいない場合に一括返済を可能におきたかったようです。でも例えば同性パートナーが残された場合、不利益を被るのではないかとやり取りをして、結果的には両銀行とも削除に応じてくれました。

青海：石川県に適格消費者団体があってよかったです。

臼井：本来は事前に約款を読んで契約すべきですが、契約時に渡されて後で納得がいかないことがあったらどうしたらいいでしょう？

中：約款の不備は消費者契約法

10条で無効になることがあります。トラブルにあったら消費生活センターなどに相談してください。

林：消費者部会でも約款を読んでおかしい所を探そうとしましたが、言葉が難しくて。

中：それは私たち専門家に任せてください。

みなさんは契約時に重要事項の説明を受けますので、そこはしっかり聞いてわからないことは質問してください。説明できなかつたら一発でアウトです（笑）。わからないまま契約しないことが大切です。大手だからとか信頼できる会社だから安心とは思わずに、契約に際してはしっかりチェックしてくださいね。

尾島：中先生ありがとうございます。お聞きして初めて理解できたことが色々ありました。

参加者：専門部会委員(中聖子)、消費者部会委員(尾島恭子、林貴江、臼井靖子)、事務局(青海万里子)

草の根消費者教室講師活用啓発講座事業

当会では、石川県から委託を受けて「草の根消費者教室活用啓発講座事業」を行っています。

県主催の研修を修了した講師とともに市町の高齢者サロンの講座や、学校への出前授業などに出かけています。昨年度はコロナ禍で多くの講座や授業が中止になりましたが、今年是对策を講じながら少しずつ依頼が戻って来ています。

在宅時間が増えている昨今は、電話による勧誘や通信販売の解約トラブルが増加していることを寸劇などでお伝えします。市町の消費生活相談員さんと同行した際には、訪問購入の相談が地域

で増えていることが話題になり「この前、いらん農機具を買い取りに来たがに、積みんくらい小さな車で来て出張料を吹っ掛けてきた。あれも詐欺なんやろか？」といった体験談も飛び出しました。地域で話題になることが被害防止や見守りに繋がるのだなと感じます。

また、昨年に引き続き、特別支援学校高等部から新たなテーマで依頼があり「スマホやネットでのトラブル、ゲーム課金」のプログラム作成チームを編成して準備がスタートしています。

(事務局長 青海万里子)

編集後記 消費者を支えるしくみとして今後ますます重要となる適格消費者団体の活動ですが、具体的な活動が見えにくいという声もあり、このたび、CSNI ニュース第1号を発刊する運びとなりました。これからも当団体の活動をわかりやすくお伝えしていきたいと思えます。(消費者部会長 尾島恭子)